川内村告示第２０号

令和８年８月２８日、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定による福島県双葉郡川内村条例改正請求書を受理したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第９８条第１項の規定に基づき、福島県双葉郡川内村条例改正請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和８年８月２８日

川内村長　遠藤　雄幸

記

１　請求代表者の住所氏名
　福島県双葉郡川内村[redacted]
　志田　篤

２　請求の要旨
　別紙のとおり

村長	副村長	総務課長	所管課長	係長
遠藤	遠藤	早野	早野	猪狩 久幸

福島県双葉郡川内村条例改正請求書

川内村条例改正請求の要旨

一　請求の要旨（千字以内）近年の物価上昇により高齢者を取り巻く生活環境は変化している一方、人生百年時代を見据え、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが一層重要となっています。長年にわたり地域社会の発展に貢献してこられた高齢者に対し、敬意と感謝の意を表するとともに、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ、地域活動などへの積極的な参加を促進し、スキルアップや文化的教養を深める機会の充実を支援することで、健康寿命の延伸や生きがいづくり、社会参加の促進につなげることを目的としています。このため、敬老祝金の支給額を増額し、高齢者福祉の一層の充実を図るとともに、長寿を地域全体で祝い、誰もが生涯にわたり活躍できる地域社会の実現に資するため、本条例の改正を求める。

二　請求代表者
住所　福島県双葉郡川内村[redacted]
氏名　[redacted]
生年月日　[redacted]
性別　[redacted]

右のとおり地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の改正を請求いたします。

令和八年七月15日

福島県川内村長　殿

○川内村敬老祝金支給条例 **【改正案】**

（目的）

第1条　この条例は、高齢者に対して敬老祝金（以下「祝金」という。）及び特別敬老祝金（以下「特別祝金」という。）を支給し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給資格）

第2条　祝金は、9月 15 日現在 75 歳以上で、本村に住所を有する者に支給する。

2　特別祝金は、その者の誕生日において引き続き3年以上本村に住所を有する者で、満 100 歳に達した者に支給する。

（受給資格の特例）

第3条　本村に引き続き 30 年以上の住所を有した者が介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 13 条第1項各号に規定された施設に入所又は入居するため施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設が所在する市町村で特別祝金等の支給対象でない者に限り、特別祝金の支給対象者とすることができる。

（支給の額）

第4条　祝金は、次の表に定める額とする。

年齢区分	祝金の額
75歳以上	20，000円

2　特別祝金は、次の表の区分にしたがい、それぞれ定める額とする。

区分	特別祝金の額
本村に引き続き 10 年以上 30 年未満の住所を有する者	50,000 円
本村に引き続き 30 年以上の住所を有する者	300,000 円
前条に該当する者	300,000 円

3　祝金及び特別祝金は、現金により支給する。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

（支給期日）

第5条　祝金は、毎年9月 15 日から起算して2週間以内に支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　特別祝金は、100 歳の誕生日に支給する。

（祝金の辞退）

第6条　祝金及び特別祝金は、これを受ける者の都合により辞退することができる。

（委任）

第7条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

○川内村敬老祝金支給条例　【現　行】

（目的）

第1条　この条例は、高齢者に対して敬老祝金（以下「祝金」という。）及び特別敬老祝金（以下「特別祝金」という。）を支給し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給資格）

第2条　祝金は、9月15日現在75歳以上で、本村に住所を有する者に支給する。

2　特別祝金は、その者の誕生日において引き続き3年以上本村に住所を有する者で、満100歳に達した者に支給する。

（受給資格の特例）

第3条　本村に引き続き30年以上の住所を有した者が介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項各号に規定された施設に入所又は入居するため施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設が所在する市町村で特別祝金等の支給対象でない者に限り、特別祝金の支給対象者とすることができる。

（支給の額）

第4条　祝金は、次の表の年齢区分にしたがい、それぞれの定める額とする。

年齢区分	祝金の額
75歳以上85歳未満	5,000円
85歳以上	8,000円

2　特別祝金は、次の表の区分にしたがい、それぞれ定める額とする。

区分	特別祝金の額
本村に引き続き10年以上30年未満の住所を有する者	50,000円
本村に引き続き30年以上の住所を有する者	300,000円
前条に該当する者	300,000円

3　祝金及び特別祝金は、現金により支給する。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

（支給期日）

5条　祝金は、毎年9月15日から起算して2週間以内に支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　特別祝金は、100歳の誕生日に支給する。

（祝金の辞退）

第6条　祝金及び特別祝金は、これを受ける者の都合により辞退することができる。

（委任）

第7条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。